

◆『働き方改革関連法』対応セミナー◆

パートタイム・有期雇用労働法で
今すぐ始める

参加無料

「同一労働同一賃金」対応セミナー

2019年4月以降、働き方改革関連法が順次施行され、有給休暇の5日取得義務化や残業時間の上限規制など、働き方や労働時間に関する対応が急がれていることと思います。

なかでも、【同一労働同一賃金】については、中小企業への適用が2021年4月からであることから、対策はまだ取られていない会社が多いのではないのでしょうか。同一労働同一賃金は、全ての非正規社員の賃金を正社員と同額にすることではありません。不合理な待遇差は禁止されますが、重要なのは、待遇差がある場合の理由であり、会社側にその理由や賃金決定の根拠の説明が義務付けられることです。今回の法改正のポイントは、多様な社員の賃金を正しく説明できることであり、そもそも賃金制度がなかったり、制度があっても根拠が無い場合には、説明義務が果たされたとは見なされなくなります。

セミナーカリキュラム

- 1、「同一労働同一賃金」とは
- 2、「同一労働同一賃金」の不合理な待遇差解消のための取組手順について
- 3、「同一労働同一賃金」ガイドラインのポイント
- 4、最近の代表的な裁判例のポイント
- 5、待遇差の説明義務対応
- 6、問題演習

社会保険労務士/精神保健福祉士/
RMCA-J®上級リスクコンサルタント **赤澤 将 氏**

あかざわ まさる
明治大学法学部卒業、明治大学大学院博士前期課程
民法専攻（財産法）修了
司法試験受験をしながら学習塾講師を経て、損害保
険会社嘱託営業社員、損害保険法人代理店代表、経営
コンサルティング会社執行役員を経て現職。
中小企業の労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理
全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予
防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナ
ー・研修講師としても活動中



日時 令和2年11月24日（火）14：00～16：00

会場 小田原箱根商工会議所 ホール
小田原市城内1-21

受講料 無料

主催 小田原箱根商工会議所 TEL 0465-23-1811 FAX 0465-22-0877

定員 50名 申込期限：11月13日（金）
〈定員になり次第締め切ります。〉

【お問合せ】小田原箱根商工会議所 会員サービスグループ 電話：0465-23-1811

新型コロナウイルス感染症の影響によっては、当セミナーを中止する場合がございます。

■新型コロナウイルス感染症対策のための注意事項

- ・当日、発熱のある方、体調の優れない方は、ご参加をお控え下さい。
- ・会場への入場の際、体温を測らせて頂き、37.5度以上の体温の方は、入場をお断りします。
- ・当日は、マスクの着用をお願いします。また、入場の際は、アルコール消毒をお願いします。

セミナー参加申込書 FAX：0465-22-0877（期限：11/13）

ご参加を希望される方は、下記申込書にご記入の上、切り取らずそのままFAXにてお申込み下さい。

事業所名		TEL	
		FAX	
住所			
参加者		部署・役職	